

河川工事関係者各位

京都市文化市民局文化芸術都市推進室  
文化財保護課

保護されたオオサンショウウオの取り扱いについて（お願い）

平素は京都市の文化財保護行政にご協力をいただきありがとうございます。

京都市内の河川では、1970年頃に日本に持ち込まれたチュウゴクオオサンショウウオが放流された結果、日本の在来種である特別天然記念物オオサンショウウオとの間に交雑種が生まれ、特別天然記念物が急減する事態となっています。

京都市では、平成23年度から平成28年度まで文化庁国庫補助を受けてオオサンショウウオの生息調査を実施しています。生息調査や市民の方からのご通報により、発見されたオオサンショウウオは、一旦、京都市文化財保護課が緊急保護して専門機関でDNA鑑定をしてもらい、在来種のオオサンショウウオと判明した場合は元の河川に、外来種または交雑種と判明した場合には河川には戻さず別の場所で飼育したり展示、学術活用等をしていただいています。

河川工事の際、現場でオオサンショウウオを見つけたり、保護されたりした場合には、下記の取り扱いをお願いします。

記

1. 法律による規制（文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）
  - (1) 「特別天然記念物」は、捕まえる、場所を移動させることが禁止されています。
  - (2) 「外来種、交雑種」も、種の保存法で譲渡が禁止されています。

2. オオサンショウウオ発見時の対応

京都市文化財保護課または文化庁の許可を受けた委託先の調査機関が捕獲に伺いますので、京都市文化財保護課までご連絡下さい。

3. 個体の移動禁止

工事の途中でオオサンショウウオを、やむなく保護しなければならなくなった場合でも上流や他の河川などに移動させないでください。外来種や交雑種の生息範囲を広げ、その移動先の「特別天然記念物」を絶滅させる恐れがあります。保護された時は、京都市文化財保護課までご連絡をいただくと担当者が受け取りに伺います。

連絡先： 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394

Y・J・Kビル2階

京都市文化財保護課（担当：福富）

TEL 075-366-1498

FAX 075-213-3366